

県互助組合への加入と退会について

加入

公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得された方(任意継続組合員及び広島市を含む一部市町費組合員は除く。)は、互助組合に加入できます。加入する場合は、「**④**加入申込書」を提出してください。

なお、任用期間に定めがある有期職員(任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員〔フルタイム〕、契約職員等)は、組合員資格取得日から20日以内(必着)に「**④**加入申込書 **〔任期付職員 臨時的任用職員 再任用(フルタイム)等 有期職員〕**」を提出してください。その場合、共済組合員証番号(保険証番号)が変更となった場合や期間を空けて任用(共済組合証を再度取得)された場合は、その都度提出が必要になります。**掛金の控除は、加入月の翌月又は翌々月から遡及して控除されます。**

また、**④**退職医療制度加入者は、現職加入できません。

退会

組合員が退職(組合員資格を喪失又は共済組合員証番号が変更)した場合は、「**④**退会給付金請求書」を提出してください。提出することで、退会給付金が支給されます。

※給与の支給が県費負担の有期職員は、提出の必要はありません。

※これらの様式は、互助組合HP (<http://www.gojo.or.jp>) の様式ダウンロード集からダウンロードできます。

互助組合「旅行券」の有効期限延長について

平成23年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で配付していた旅行券が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、使用することができない状況にあるため、有効期限が平成32年6月30日、平成33年6月30日及び平成34年6月30日の「旅行券」の有効期限を令和5年6月30日に延長します。有効期限に留意して御利用ください。

なお、取扱旅行者へは使用期限延長の依頼を行っています。

| 発行年度 | 有効期限 | 延長期限 |
|--------|---------------------------|------------------|
| 平成12年度 | 平成32年6月30日 (令和2年6月30日) | 令和5年6月30日 |
| 平成22年度 | | |
| 平成13年度 | 平成33年6月30日 (令和3年6月30日) | |
| 平成23年度 | | |
| 平成14年度 | 平成34年6月30日 (令和4年6月30日) | |